

令和7年第6回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年6月25日（水曜日）午前9時30分

2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室

|         |                |       |
|---------|----------------|-------|
| 3. 出席委員 | 教育長            | 石塚 康英 |
|         | 教育委員（教育長職務代理人） | 櫻井 由子 |
|         | 教育委員           | 猪瀬 哲哉 |
|         | 教育委員           | 石隈 利紀 |
|         | 教育委員           | 戸部 明彦 |

4. 欠席委員 なし

5. 委員以外の出席者

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 教育部長               | 飯竹 永昌 |
| 教育参事               | 鈴木 邦弘 |
| 教育次長兼保健給食課長        | 松崎 剛  |
| 教育次長兼図書館課長         | 香取 美弥 |
| 教育総務課長             | 澤部 慶  |
| 学務課長               | 石橋 陽一 |
| 指導課長               | 丸山 信彦 |
| 指導課長（教育総合支援センター担当） | 仲田 敦夫 |
| 生涯学習課長             | 秋山 和也 |
| 子ども青少年課長           | 長塚 逸人 |
| スポーツ振興課長           | 稲村 忠弘 |
| 政策推進部次長兼文化芸術課長     | 飯山貴与子 |
| 教育総合支援センター課長補佐     | 唐口 薫  |
| 子ども青少年課課長補佐        | 平野菜穂子 |

6. 書 記

|                |       |
|----------------|-------|
| 教育総務課 課長補佐     | 鴨川 幸子 |
| 教育総務課 総務法規係 係長 | 中村 翔  |

7. 議 題

- 議案第19号 取手市立取手グリーンスポーツセンターに係る指定管理者の公募について
- 議案第20号 取手市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第21号 取手市立図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第22号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第 23 号 取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 24 号 取手市学校運営協議会委員の任命について
- 承認第 19 号 令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について
- 承認第 20 号 令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
- 報告 21 取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱及び任命について
- 報告 22 寄附の受入れについて
- 報告 23 取手市子どもと親の相談員の委嘱について
- 報告 24 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

## 8. そ の 他

- (1) 6 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

### ○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 7 年第 6 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について確認のため申し上げます。

議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する、全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに、教育長報告をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。

3 点ございます。まず 1 点目、5 月の 28 日に、初任者等の資質能力向上のため、新規採用教員 22 名、それから講師 5 名が参加しまして、初任者等フォローアップ研修を実施いたしました。研修では初めに授業を参観して、目当ての提示の仕方、まとめの仕方、発問の工夫などを知りました。その後の研究協議では、お互いに日頃の授業実践の中での悩み事、あるいは解決方法を共有しまして、新規採用教員同士の横のつながりを深めることが出来たものでございます。

2 点目です。5 月の 25 日、第 33 回取手ふれあいウォーキングを開催いたしました。今回は取手市役所を出発して、お寺や神社などをめぐる約 5 キロのコースを用意しました。参加者は、136 名ほどでした。前日まで雨だったんですけども、当日は涼しい気候のもと歩くことが出来まして、子どもからお年寄りまで幅広い参加をいただくことが出来ました。参加者の方からですね、近くに住んでいても、全く知らない道が多くて、とても新鮮だったといったような感想をいただくことが出来ました。

裏面になります。6 月 1 日、第 22 回取手市民親睦ソフトボール大会を開催いたしました。今回はコロナ禍以降では最多となる 11 チーム、158 名の方が参加して白熱した試合を繰り広げました。教育委員会の職員も含む市役所の職員チームなんかもござ

いまして、皆さん頑張っていました。こちらも前日まで雨天で、朝早くから担当の皆さんが、水を吸う作業などしてくれて、グラウンドを整えた上で実施されまして、大会の最中は晴れ間も見え、けが人もなく、楽しく終えることが出来たものでございます。

そのほかのとりで図書館まつり、それから各学校におけるコミュニティ・スクール、学校運営協議会についての資料をその他資料に加えてございますので、後ほど御覧いただければと思います。私からの報告は以上です。

それではこれより本日の議事に入らせていただきます。

初めに議案第 19 号、取手市立取手グリーンスポーツセンターに係る指定管理者の公募について及び議案第 20 号、取手市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命についてを、一括して議題といたします。説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

#### ○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課、稲村です。議案第 19 号、取手市立取手グリーンスポーツセンターに係る指定管理の公募について御説明させていただきます。

提案理由でございますが、取手市立取手グリーンスポーツセンターが令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となるため、令和 8 年 4 月以降も引き続き、5 期目として指定管理者を指定するため、一般公募により指定管理者候補者の公募を行うものでございます。

指定管理者について簡単に御説明させていただきたいと思っております。指定管理者とは多様化する市民ニーズに対して効果的・効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするものとなっております。

参考資料を御覧ください。選定に関わる今後のスケジュールを添付しております。今後の主な予定でございますが、7 月 30 日、第 1 回の選定委員会を開催し、選定基準の審査及び策定、指定期間、協定内容などについて協議をいたします。次に 8 月 6 日から 9 月 16 日まで、候補者の公募を行いたいと考えております。その後、第 2 回、第 3 回の選定委員会を経まして、今年の 10 月の定例教育委員会において報告をさせていただきます、12 月議会に提出、令和 8 年 3 月に協定書の締結を予定しております。

なお、今回の指定管理者選定に当たりましては、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び取手市公の施設における指定管理者制度運用ガイドラインに基づき進めさせていただくことになります。

続きまして、議案第 20 号、取手市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について御説明させていただきます。

提案理由でございますが、先ほど御説明させていただきました、取手市立取手グリーンスポーツセンターの指定管理期間が満了となりますことから、引き続き 5 期目の指定管理者制度を継続するために、指定管理者を公募し、応募団体の審査及び選定をするための選定委員会を委員を委嘱及び任命するものでございます。

別紙に選定委員会委員名簿を添付しておりますので、御覧ください。今回の委員の選出の根拠といたしましては、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 17 条第 3 項の規定に基づくものとなっております。委員の内訳といたしましては、選出区分第 1 号、こちらは学識経験者の取手市総合型スポーツクラブ連絡協議会代表及び取手市部活動地域移行推進協議会委員であります廣瀬昌也氏、次に選出区分第 2 号、こちらは指定施設の管理運営について専門的知識を有する税理士の加藤

信彦氏、続きまして、選出区分第3号といたしまして、副市長、総務部長、政策推進部長、財政部長、教育長、教育部長となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

**○教育長（石塚康英）**

それでは説明が終わりました。本件に対しまして、質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。

これより、議案第19号及び議案第20号を採決いたします。お諮りします。議案第19号及び議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では御異議なしと認めます。よって議案第19号及び議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第21号、取手市立図書館協議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。香取教育次長兼図書館課長。

**○教育次長兼図書館課長（香取美弥）**

おはようございます。議案第21号、取手市立図書館協議会委員の委嘱についてを御説明させていただきます。

提案理由としましては、取手市図書館協議会委員の学校教育関係者の補充のために、令和7年7月1日付けで別紙の根本雄一氏を協議会委員として委嘱するものです。こちらとしましては、4月に小中学校の教諭を補充をさせていただいたんですが、今回新たに高等学校の関係者の推薦というものを依頼しておりまして、了解をいただきましたので、藤代高校の校長先生の根本氏を委嘱するものです。よろしくお願いいたします。

**○教育長（石塚康英）**

説明が終わりました。質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。新たに高校の校長先生にも入っていただくということですね。よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第22号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明を求めます。長塚子ども青少年課長。

**○子ども青少年課長（長塚逸人）**

子ども青少年課長塚です。それでは、議案第22号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

提案理由といたしましては、取手市放課後子どもクラブの運営実態が変更となったこと及び関係法令の改正に伴い、利用料の決定通知の記載内容等に変更が生じたため、関連する様式を改めるほか、必要な整理を行うために本規則の一部を改正するものでございます。

最初に1ページから2ページを御覧ください。規則第11条、利用料の減免、第1項第6号、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に係る減免についてです。これまで、

取手市放課後子どもクラブ利用料の減免については、婚姻によらずにひとり親となった方に対しては税法上の寡婦控除が適用されなかったため、申請による寡婦のみなし適用を実施してきましたが、このほど地方税法の改正により、税法上の寡婦控除の対象者について婚姻歴にかかわらず適用されることとなったため、寡婦控除のみなし適用申請に係る全文と関連する様式を削除するものであります。

これに伴いまして、6ページ及び7ページの議案第22号参考資料①の3、様式第8号、取手市寡婦・寡夫控除のみなし適用申請書が今回削除の対象となる様式となります。

続きまして、2ページ中ほどを御覧ください。様式第2号、第3条関係の中で、上から4列目の連絡網と、上から6列目のおやつの持ち帰りに関する2項目を削除することについての説明です。4ページの議案第22号参考資料①の1、様式第2号、取手市放課後子どもクラブ入所承認通知書を御覧ください。様式中の4、その他欄において、緊急時等における保護者等への情報共有については、現在は連絡網を共有することなく情報配信アプリによって行っているため、現行の運用と合わせるため、緊急時の連絡網を作成しますので御協力をお願いしますの記載を削除するものでございます。

次にクラブで提供したおやつについては、現在は開封前・開封後にかかわらずお持ち帰りいただいていることから、運営実態に合わせておやつの持ち帰りはできませんの記載を削除するものでございます。

最後に3ページと5ページの、議案第22号参考資料①の2、様式第5号、取手市放課後子どもクラブ利用料決定通知書、それから8ページの議案第22号参考資料②、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の抜粋及び9ページの議案第22号参考資料③、取手市放課後子どもクラブ利用料決定通知書の完成見本をあわせて御覧ください。学校休業日における早朝開所利用料金につきましては、8ページ、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例抜粋のとおり、令和6年6月に取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正し、一日開所時間の開始時刻を午前8時から午前7時半に繰り上げ、午前7時30分から午前8時までの早朝利用については、1日当たり100円の利用料を設定しました。しかしながら、5ページ、議案第22号参考資料①の2のとおり、現行の様式第5号では、利用料決定通知中の利用料内訳欄に早朝利用料の記載欄がないことから、早朝利用料の内訳については、通知を送付する際に別葉を添えて通知しておりました。今回、児童クラブ管理システムの改修を行い、様式第5号、利用料決定通知の利用料内訳欄に早朝利用料の内訳を追加して出力することが可能となることから、3ページのとおり様式第5号、利用料内訳欄に、利用日数のうち午前7時30分から午前8時までの時間帯について、利用した日数と金額の記載を追加するものです。9ページは、改正後の利用料決定通知書のイメージとなります。午前7時30分から8時まで、利用した日数と金額の例が記載されております。説明は以上となります。

#### ○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。ちょっとページが行ったり来たりしたので大丈夫ですか。それでは御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。いかがですか、大丈夫ですか。よろしいでしょうか。それでは質疑、御意見なしと認め、これより議案第22号を採決いたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 23 号、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。説明を求めます。長塚子ども青少年課長。課長、ページを行き来するときにはちょっと間隔を空けてもらっていいですか。

**○子ども青少年課長（長塚逸人）**

子ども青少年課長塚です。それでは議案第 23 号、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

今回の改正は、国が実施している放課後児童支援員等処遇改善事業に合わせ制定している本要綱につきまして、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い要綱の一部を改正するものでございます。

1 ページ及び 2 ページ以降の、議案第 23 号参考資料を御覧ください。改正箇所は、要綱第 1 条、趣旨、冒頭の新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働くという文言の削除となっております。ここで放課後児童支援員等処遇改善事業について御説明させていただきますと、令和 3 年度に国の補正予算により創設されました、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に合わせまして、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線で働く放課後児童クラブ等で働く職員の処遇改善のために、賃金賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 パーセント程度、月額では 9,000 円相当を引き上げるための措置を行うため、実施されていたものであります。説明は以上となります。

**○教育長（石塚康英）**

それでは説明が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

はい、櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございました。こちらの補助事業交付要綱の変更につきましては、国の要綱の改正に伴う文言の変更ということで、特に異議はございません。

一つお伺いしたいのは、先ほども議案第 22 号のほうで御説明もありました取手市の放課後子どもクラブですけれど、休日子どもたちが来られる時間が朝の 8 時から 7 時半に早まったりとか、非常に手厚くやっていただいているんですけれど、それに伴いまして放課後子どもクラブの支援員の方、こういった方々の充足率というのはどうなのかなと。現場で人手が足りなくてというようなことはないかなと思ひまして、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

**○教育長（石塚康英）**

子ども青少年課長。

**○子ども青少年課長（長塚逸人）**

お答えいたします。通年としまして支援員の退職、離職というものは当然でございます。その都度、ハローワーク等で求人を行ひまして、令和 7 年 6 月現在では全てのクラブで支援員・補助員が充足している状況でございます。そのほか、夏休み期間については一日開所を行うようになりますので、臨時で夏休み期間だけの任用する補助員というものを募集しておりますが、こちらについても今年度の夏休み期間も充足する予定となっております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。人手は足りているということで、安心しました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございましたら。よろしいでしょうか。それではこれにて質疑、意見を終結し、これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第 24 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山です。次に議案第 24 号の取手市学校運営協議会委員の任命についてを御説明いたします。取手市学校運営協議会規則第 4 条に基づき取手市学校運営協議会委員を新たに 1 名、令和 7 年 7 月 1 日付けで任命いたします。

1 ページを御覧ください。取手東小学校の学校長からの推薦の意見を受け、取手東小学校学校運営協議会委員に地域の住民として、角田善政氏を任命いたします。任期は令和 7 年 7 月 1 日から今年度末の令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

角田氏が任命されますと取手東小学校の学校運営協議会は、全 15 名となります。以上で、議案第 24 号についての説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。角田さんが加わると地域住民が 2 人から 3 人に増えるということですね。質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質疑、御意見なしと認め、これより議案第 24 号を採決をいたします。議案第 24 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、承認第 19 号、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認についてを議題といたします。本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。それでは承認第 19 号、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認につきまして、私のほうから一括して御説明を申し上げます。

去る 6 月 6 日から 6 月 19 日まで、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会が開かれまして、その中でこれから御説明申し上げます予算案及び議案が審議され、いずれも可決されております。これらの予算案、議案につきましては、教育に関する事務の部分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき市長から意見を求められ、その案について異議のない旨を教育長専決にて回答をしておりました。改めて報告し承認を求めるものでございます。

それでは、まず補正予算について御説明を申し上げます。3 枚お進みください。3 枚お進みいただきますと、議案第 39 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算括（第

3号)と表題のあるページがございます。こちら予算全体の記載となっております、そのうち教育費について御説明をさせていただきます。同ページ下、3ページという記載がございます。そのページ番号にて、17ページをお開きください。17ページ下段、教育情報機器整備に要する経費でございます。GIGAスクール環境整備事業については、学習者用タブレットの端末活用が進むにつれ、学校のGIGAスクール用光回線において複数台数の接続などによる通信の負荷により、十分な速度の確保が難しいという課題がございます。これらを改善するため、現行よりも高速な改善への変更並びにネットワーク機器の購入及び設定・設置業務委託を行いまして、児童生徒の快適な学習環境を整備するため、増額を行ったものでございます。なお、これに伴う歳入としまして、国庫支出金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金及び市債のデジタル活用推進事業債をそれぞれ計上をしております。

続きまして、次のページ、18ページをお開きください。18ページ中段、小学校費の給食施設整備に要する経費、397万円の増額でございます。取手小学校、取手西小学校それぞれ2台の回転釜の内側につきまして、経年劣化により使用に耐えられなくなる恐れがあることから、交換修繕を実施するため197万4,000円増額計上をしております。また、経年劣化が進んでいる寺原小学校のガス式フライヤーですとか、使用不可能となり廃棄済みの永山小学校野菜切り機につきまして、事故の未然防止、給食調理従事者の安全面や作業の効率化を考慮しまして、機器の更新を行うため199万6,000円増額計上をしたものでございます。

次に、下段の中学校費、こちらは中学校となります。給食施設整備に要する経費、132万円の増額です。取手第一中学校の牛乳保管庫が経年劣化が著しく、万が一故障が発生した場合に保冷機能を保てないおそれがあることから、機器の更新を行うため増額をするものでございます。なお、小学校給食施設、中学校給食施設、いずれの事業につきましても、財源として学校施設整備基金を充当しております。以上が令和7年第2回取手市議会定例会にて審議された教育に関する予算についてでございます。御報告をさせていただきます。以上です。

#### ○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。はい、猪瀬委員。

#### ○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。このお金を出してもらって、混入を防ぐために前もって早めの対応が出来てるなということで、防がればいいと本当に思います。素早い対応ありがとうございます。

#### ○教育長（石塚康英）

そのほかございますでしょうか。櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。17ページの最初に御説明いただいた教育情報機器設備整備に関する経費で、委託料として教育センターシステムクラウド運用管理委託料が計上されております。こちら、教育委員会に限らずなんですけれど、今いただいた資料のほかの課のほうを見ても、例えば介護給付に対する給付審査会のクラウド等のシステム使用料とか、あとシステムの改修委託料とか、そういうことで幾つか予算計上されております。こういったシステムを使って行うための運営管理委託料、これは毎年発生するものなんでしょうか。それともこの場合、これを変えたとき、ある



いは新しくしたときにだけ発生するものなのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部です。一般論として申し上げますけれども、システムでクラウドを活用するとか、あるいはシステムを使用するといった場合には、基本的には経常的に発生するものです。ですので毎年毎年として当初予算に計上していくのが常ということにはなります。ただ諸般の事情あるいは年度途中の状況によって変動が生じたような場合、補正予算での計上という形での対応にもなるという場合がございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

はい、櫻井委員

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。そうするとこちらは、今年度 646 万円の増ということですが、来年度以降もこの経費がかかるという形でよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。今回追加になっておりますので、これは来年度以降も発生するような経費となっております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

その他ございますか。よろしいでしょうか。それでは質疑、御意見なしと認め、これにて質疑、御意見を終結します。これより承認第 19 号を採決します。お諮りします。

承認第 19 号は報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、異議なしと認めます。よって、承認第 19 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして承認第 20 号、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務に定める議案についての専決処分の承認についてを議題といたします。説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課澤部です。それでは引き続きまして、承認第 20 号、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認につきまして、こちらのほうから一括して御説明をさせていただきます。なお、質疑につきましては各所管課長のほうからお答えをさせていただきます。令和 7 年第 2 回取手市議会定例会におきましては、先ほど御説明申し上げました予算以外で、教育に関する事務に関する議案について 5 件ございました。1 ページ目に記載されている（1）番から（5）番までの 5 件となります。改めて報告し承認を求めるものでございます。

それでは、3 枚おめくりください。3 枚めくっていただきますと、下に 3 ページと

ページ番号が付されているページがございます。市議会の議案番号で議案第 30 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）請負契約の締結についてでございます。

契約の相手方は赤塚・平沢特定建設工事共同企業体、契約金額 9 億 8,373 万円です。次のページをお開きください。工事の概要となります。白山小学校では、構造体の長寿命化ですとか、ライフラインの更新、また省エネ化、ライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための長寿命化改良工事を令和 4 年度から令和 7 年度にかけて実施をしております。令和 7 年度、第 4 期工事、最終期の工事となりますが、第 4 期工事といたしまして、内部の全面改修となります給食室の長寿命化改良工事、エレベーター棟の増築工事とともに、敷地南側にあります既存校舎の解体工事、体育館への空調設備の設置等を実施し、適切な学校環境の整備を図るものでございます。下のページ番号で 6 ページには、図面も添付をしております。あわせて御参照いただければと存じます。

続きまして 1 枚おめくりいただきまして、7 ページ、取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結についてです。契約の相手方はオカベ・大竹特定建設工事共同企業体、契約金額 5 億 5,605 万円です。次のページ、工事の概要について御説明を申し上げます。ゆめみ野地区の人口増加に伴いまして、永山中学校の教室の不足が見込まれております。このため、教室間の間仕切り壁の撤去ですとか、新設など既存校舎の内部改修工事を行い、教室不足を解消するとともに、エレベーター棟の増築やバリアフリートイレの設置といったバリアフリー改修、体育館及び武道場への空調設備の設置、給食室の改修、プールを解体した上でのテニスコートや駐車場の整備等を実施し適切な学校環境の整備を図るものでございます。下のページ番号で 10 ページにも図面は添付をしております。あわせて御参照いただければと存じます。両工事とも先日、施工者との打合せを行ったところでございます。工事の実施に当たっては、工事車両が学校周辺道路を通行することとなります。現場付近に適宜誘導員を配置し、細心の注意を払って工事を進めてまいります。さらに、児童生徒の登下校の時間帯においては、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては児童生徒の動線と作業現場の区画と明確にして安全確保を行ってまいります。

次に、11 ページをお開きください。1 枚おめくりいただく形となります。旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についてでございます。契約の相手方はコウキ・東匠特定建設工事共同企業体、契約金額 3 億 7,785 万円です。次のページをお開きください。工事の概要についてです。旧取手第一中学校体育館は、旧取手第一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利活用計画書に基づきまして、必要な改修を実施し、継続的に市民の皆さんに健康促進やスポーツ振興を図る施設として御利用いただき、地震等災害時には避難所の拠点ともなるものでございます。これらの点も踏まえ、耐震補強工事を行うとともに、建築後 50 年以上が経過し老朽化していることから、あわせて大規模改修工事を行うものでございます。工事の実施に当たりましては、隣接しております井野なないろ保育所の送迎の時間帯、また、グラウンドを利用する団体を配慮しながら、工事車両の搬出を制限するとともに、敷地内では、作業現場との区画を明確にして安全確保を行っているものでございます。

次に、ページを進めていただきまして、15 ページと記載されているページをお開きください。左肩に議案第 33 号と書かれているページとなります。学習者用タブレットパソコン等の取得についてでございます。契約の相手方は関彰商事株式会社、取得

金額3億5,925万320円です。次のページをお開きください。この学習者用タブレットパソコン等の取得につきましては、令和2年度にGIGAスクール環境整備事業の一環として導入した学習者用タブレットパソコン等につきまして、購入後減価償却期間満了による更新を行い、引き続き取手市のICT教育を一層推進していくものです。数量について中段に記載がございますけれども、タブレットパソコン児童生徒用と予備を合わせまして、7,307台。タブレットケース6,354個となります。あわせましてスペックについて御説明をさせていただきますと、OSはWindows11、画面サイズ11.6インチとなっております。また、自然故障補償1年間が含まれたパッケージ製品となっております。これに加えまして、既存端末の回収、処分、データ消去を含めた総額が取得金額となっております。この購入端末の機種や契約業者につきましては、茨城県共同調達プロポーザル事業によって決定をしております。県内市町村が、落札業者と個別に随意契約をするというものとなっております。

2ページ進んでいただきまして、議案第34号と左肩に記載のありますページを御覧ください。蒸気回転釜の取得についてでございます。契約の相手方は、有限会社利根川製作所、取得金額2,475万円です。次のページをお開きください。現在、学校給食センターで使用しております蒸気回転釜8台のうち、更新が済んでいない7台は、導入後40年以上が経過しており、経年劣化による蒸気漏れなどの不具合や修理が頻繁に発生していることから、設備の更新を行うものでございます。蒸気回転釜は蒸気を用いるため、熱伝導率がよく均一に食材を温めることが可能であり、ゆでる、蒸す、いためるなどの各種調理に使用できる設備で、ハンドル操作で本体を傾けることができ、操作性にも優れ、給食調理の中心的な役割を担う設備でございます。

以上5件が、先日までの令和7年第2回取手市議会定例会にて審議いただきました教育に関する議案でして、先ほど御説明申し上げました補正予算含め、いずれも可決いただき、現在、それぞれに手続を進めているものでございます。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**○教育長（石塚康英）**

説明が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いします。はい、猪瀬委員。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

御説明ありがとうございます。白山小学校の給食室長寿命化改良工事と永山中学校の給食室改修なんですけど、この工事期間中の給食っていうのはどのような形で提供するのでしょうか。かぶってしまうのかとか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

**○教育長（石塚康英）**

はい、教育次長兼保健給食課長。

**○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）**

お答えいたします。白山小学校の給食室につきましては、かなり大規模な改修になることから、その間の給食の提供が出来ないということになりますので、その期間、学校給食センターのほうで調理したものを白山小学校に配送して提供するというような方法で、今準備を進めているところでございます。永山中学校に関しましては、引き続きそこを用いながら活用ができるということで、そのままの提供で予定しております。以上です。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

御説明ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。御説明いただいた各小中学校の改修工事のほうですけれど、特に永山中学校の改修工事は工事対象がほぼほぼ全部ということで、あそここの永山中学校の前の市道が非常に狭いこと、狭い市道というのは白山小も一緒なんですけれど、白山小の場合はあそこ白山小学校しかないんですけれど、永山中学校の場合永山中の隣に永山小があって、登下校のときには永山中の生徒と永山小の生徒と児童が両方一遍にあそこの前の市道を通るということで、私なんかもう市内で何か用事があって移動のときに、子どもたちの下校時間にあそこは通ることはちょっと遠慮しておこうと、子どもたちが危ないからと思うぐらい子どもたちが非常に多く通るところなので、一番の心配はやはりこの改修工事に伴う工事車両の通行、特に登校下校の時間の工事車両通行と、あと子どもたちの安全ですので、そこはもう白山小学校のときの、白山小も狭かったですし、白山小につきましても、工事の方が本当によく配慮してくださって、子どもたちに安全の心配がないように御配慮いただいていますけれど、引き続きこちらもお願ひしたいと思います。

○教育長（石塚康英）

教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

御指摘ありがとうございます。先日私も同席をさせていただきまして、特に永山中学校ですね、こちらのほうの工事の事前打合せも行いました。やはり学校さんのほうも、児童生徒の登下校の時間、あとは先生のいらっしゃる時間っていうのがどの時間帯からいらっしゃるって、お子さんはいつ頃来てっていうようなお話の時間軸の中で、その間の警備員の配置ですとかそういうのをどうしようとか、あとは大型車の進入経路ですとか、教職員の皆様の駐車場の確保とその工事動線との交錯といったようなところ、ちょっと幅広にいろいろと意見交換もさせていただきました。委員がおっしゃいますとおり、何よりもやはり生徒の皆様の安全確保を最優先に考えて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

大人が守る施策をとるってのは当然のことなんだけれども、何よりも大事なのはやっぱり子どもたち自身の危機管理能力をしっかり育てていくことがとても大事なわけで、何が危ないのか、どこが危ないのか、どうすればいいのか、それを指導課を通してしっかりと指導してもらいたいです。特に永山中の工事とはいえ、永山小も関係するわけなので、他人事じゃないってことで、永山小での指導も徹底してもらえればなとそんなふうに思います。そのほかございますか。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

子どもの教育ということで、こういう工事の方が学校近辺に来られるときに、今こういう工事をしてこういうこと気をつけていてという、子どもたちにこういう職業というか、工事という出来事というかそういうのを理解する機会にさせていただけたらと。安全教育が第一ですけど、同時にキャリア教育というか、やはり今本当に御存じのように情報化社会で、こういうふうにお米を作るとか物をつくるとか補助する人たちの仕事の理解っていうのが、中学生、高校生に上がれば上がるほどなかなか少なくなっていて、みんな取りあえず大学に行ってそれから職業について考え始めると。小中高

でしっかりやってるはずなんだけど、結構薄いという気がして、一般の会社に入った後、仕事を変わるときに、地域でもう1回職業訓練したらこんな仕事もあったんだっていうのを気づくぐらいなので。これとてもいいチャンスで、こういう仕事をされている方は、それぞれプロでいろんなことをやってらっしゃるので、それこそ安全管理も含めて、生徒たちといろんな場面に共有していただくと良い教育になると思います。希望です。

#### ○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。それではこれより承認第20号を採決いたします。お諮りします。承認第20号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

では、承認第20号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告21、取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。報告を求めます。稲村スポーツ振興課長。

#### ○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。報告21、取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について御説明させていただきます。別紙のとおり、取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱第3条に基づき、委員13名の委嘱をさせていただきました。1番から8番までの方は、各方面から外部の方々に委嘱しております。また、9番から13番につきましては、行政側から委嘱を行っているところでございます。

令和7年度におきましては、第1回の推進協議会を7月15日に開催を予定しております。推進協議会での詳細につきましては、内容を整理した上で改めて定例会で御報告をさせていただきます。御説明は以上となります。

#### ○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。質疑、御意見がございましたらお願いします。よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。以上で報告21の議事を終わります。

続きまして、報告22、寄附の受入れについてを議題といたします。説明を求めます。  
飯山政策推進部次長兼文化芸術課長

#### ○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課飯山です。報告22、寄附の受入れについて御報告いたします。寄附者、小池昌子様。寄附の内訳、小池昌子作工芸作品3点になります。資料3ページの「華の時間」、資料4ページの「楽園」、資料5ページの「時の流れに」になります。

寄附の経緯といたしましては、小池昌子氏は、1977年に取手市藤代へ転居した直後から、七宝、彫金、日本画と幅広い表現方法を持ち、約50年間制作活動をおられます。現在、工芸美術日工会と取手美術作家展の会員であられ、日本七宝作家協会では理事を務められておられます。令和7年4月には取手アートギャラリーで、小池和子氏七宝・彫金・日本画作品展を開催し、数多くの作品と独自の世界間で鑑賞者を魅了されました。

小池昌子氏は、取手市が芸術文化政策を継続していくに当たり、取手市の文化振興に御活用くださいとして、工芸作品3点を寄附されました。寄附は、取手市美術作家の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受入れを決めさせていただきました。受領日は、令和7年5月12日となります。その他といたしまして、表彰等は御辞退されております。なお、「楽園」につきましては現在秘書課前に、「時の流れに」につきましては議会棟大会議室前に展示しておりますので、是非御覧ください。

さい。報告は以上となります。

**○教育長（石塚康英）**

報告が終わりました。質疑、御意見ありましたらお願いします。割と大きいんですよこれね、1メートルとかね。絵ではなくて工芸作品ですからね。すごいですね。以上で報告 22 の議事を終わりにいたします。

続いて報告 23、取手市子どもと親の相談員の委嘱についてを議題といたします。仲田教育総合支援センター担当課長。

**○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）**

教育総合支援センター仲田でございます。報告 23、取手市子どもと親の相談員の委嘱について御説明いたします。令和 7 年 4 月 1 日に、今年度の取手市子どもと親の相談員を 13 名委嘱しましたが、取手西小学校を担当する 1 名の相談員より、5 月 31 日付けで委嘱解任の届けが提出されました。取手市子どもと親の相談員設置要綱第 5 条第 3 項により、これを受理いたしました。

なお、取手市子どもと親の相談員設置要綱第 5 条第 2 項により、前任者の残任期間である令和 8 年 3 月 31 日まで、新規に根本敦子氏を委嘱しましたので御報告いたします。以上でございます。

**○教育長（石塚康英）**

質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。以上で報告 23 の議事を終わります。

続いて報告 24、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。引き続き仲田教育総合支援センター担当課長、お願いします。

**○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）**

報告 24、いじめ防止策の取組状況に関する報告について御説明いたします。グループワークによる人間関係づくりについてです。茨城大学特任教授の正保先生に御助言をいただきながら、子どもたちを対象にした授業を通して、いじめや不登校を未然に防ぐための温かい人間関係づくりを目的に昨年度より継続的に実施しております。今年度は、市内の中学校 6 校の 1 年生と小学校の 3 校の 6 年生を対象に、5 月後半から実施しております。

学校生活が始まって 2 か月ほどがたった段階での実施でしたが、各学校での様子を見ますと、どの学校でも自然と笑顔で活動に取り組む姿が多く見られました。また、子どもたち同士の距離が自然と近づいていることも感じる事業でございます。

今後もグループワークによる人間関係づくりを通して、学校に子どもたちの笑顔があふれ、子どもたち一人一人の心の中に様々な学びが広がっていく取組にしていきたいと思っております。

正保先生による第 2 回目の授業は、9 月から 10 月を予定しております。また、教職員向けのグループワークの実践研修を 8 月 8 日金曜日に実施する予定です。私からの説明は以上でございます。

**○教育長（石塚康英）**

報告が終わりました。質疑、御意見等ありましたらお願いします。はい、石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

こういうのを継続的にやられるのはとてもいいと思いますし、ノルウェーのほうのいじめ対策で一番効果的だったのは、ピアサポートプログラムっていうか、生徒同士が人間関係、お互いに援助し合う関係をつくるというのが一番でした。

是非続けていただきたいのと、ちょっと聞き落としたかもしれませんが、是非これ、児童生徒対象だけでなく、教職員対象にもしていただきたいと思います。教職員も、お互いピアサポートっていうか、ピアサポートって何か堅いんですけど、お互いに強いところ弱いところもあって、弱音も吐けて支援し合えるというのが仕事の向上、メンタルヘルスの点でもとても良いというのも我々分かってるとおりなので、是非それをやっていただきたい。やっぱり、今回のいろんなことを見ても、先生方が社会から求められるものが非常に多くて、何か立派でなきゃいけないとか、失敗しちゃいけないということばかりでして、教員同士が支え合って小さな失敗を早めに共有してというのが、大事だと思いますので、是非それも企画していただければという私の希望というか意見です。

**○教育長（石塚康英）**

これ8月8日の研修は、きっと教職員同士がやるんですよ。

**○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）**

はい。8月8日に教職員向けのグループワークを実施予定です。

**○教育委員（石隈利紀）**

ですよ、最後に言われたのです。是非これも継続的にやっていただければと思います。ありがとうございます。

**○教育長（石塚康英）**

私も何度か昨年参加してきたんですが、やっぱり子ども同士が協力しないと解決出来ない課題ってのが与えられるんですけど、もうお互いにみんなで言葉を出しながら一生懸命やってる姿がすごく良かったです。教職員も含めてやっていきたいと思います。それではほかにございますか。では以上で報告24の議事を終わります

次にその他に入ります。その他、事務局から報告をお願いします。

**○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）**

事務局から御連絡いたします。まず、令和7年第2回取手市議会定例会の議決結果等についてになります。議会資料をPDFファイルと紙でもお配りをしております。令和7年第2回取手市議会定例会、6月3日から6月19日まで行われました。教育委員会に関しての一般質問の通告事項一覧表、それから議決の一覧表が載っております。教育委員会関係の議案につきましては、全て原案可決でございます。議会議決結果等につきましては以上となります。

また、教育長報告で御報告したもの以外の行事につきまして、とりで図書館まつり及び学校運営協議会の開催についてを資料としてお付けしておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

続きまして、資料としてはお付けしておりませんが、教育委員会委員学校訪問についてということで、6月20日に1回目の学校訪問を実施いたしました、ありがとうございました。今後、7月及び10月で全校あと18校ございますが、訪問予定でございます。日程等につきましてはメール等でお知らせ済みでございますので、御確認をお願いいたします。次回2回目は、7月3日木曜日、8時40分集合、出発の予定でございます。

最後に7月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてお知らせいたします。7月の予定行事報告書、本日現在のものがお配りされていると思います。この表の4列目、JamJam展2025につきまして、日付が7月19日土曜日とございますが、7月19日土曜日から28日までの期間となりますので、修正をお願いいたします、申し訳ご

ありませんでした。教育委員会定例会につきましては、7月は7月28日月曜日の午前中を予定させていただいております。また文書等で御通知申し上げますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。ありがとうございます。

**○教育長（石塚康英）**

何か質疑ございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で今定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。これにて令和7年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時28分閉会